

# 私立城北学園高等学校野球部OB会規約

## 第一章 総 則

- (名 称)
- 第 一 条 本会は私立城北学園高等学校野球部OB会と称す
- (所 在 地)
- 第 二 条 本会の事務所は担当役員居住地に置く
- (組 織)
- 第 三 条 本会は同校野球部に籍を置き卒業年度迄その籍から外れることなく卒業した者をもって組織する
- (目 的)
- 第 四 条 本会の目的は同校野球部の発展と向上及びOBの親睦を深めることを目的とする

## 第二章 機 関

- (機 関 の 種 類)
- 第 五 条 本会に下記機関を置く  
(一) 総 会 (二) 臨 時 総 会
- (総 会)
- 第 六 条 総会は同会の最高決議機関であって全会員をもって構成する
- (総 会 の 招 集)
- 第 七 条 定期総会は毎年一回六月に行う。臨時総会は会長が必要と認めた時に行う
- 第 八 条 総会は議長一名副議長一名を置く
- 第 九 条 下記の事項は総会附議事項とする  
(一) 年間活動方針 (二) 予算及び決算 (三) 役員選挙  
(四) OB会の解散 (五) 規約の改廃 (六) 会員の懲戒  
(七) その他必要な事項
- (決 定 議 決 数)
- 第 十 条 総会は出席数をもって総会とみなす
- 第 十 一 条 出席数の過半数の賛成をもって表決事項は議決されたとみなす

## 第三章 役 員

- (役 員 の 種 類)
- 第 十 二 条 本会は下記の役員を置く  
(一) 会長 一名 (二) 副会長 若干名 (三) 会計 二名 (四) 書記 若

千名 (五) 会計監査 二名 (六) 監事 若干名

(役員 の 職務)

第十三条 役員は執行業務について連帯責任を有し、総会の責任を負う

第十四条 役員は任期満了までその責を負う

(役員 の 権限)

第十五条 会長は本会を統轄しこれを代表する。副会長は会長を補佐し会長不在の時はこれを代理する。会計は会計業務を掌理する。書記は会長の命により本会業務を掌理する。会計監査は会計業務を監査する。監事は本会の円滑な運営のため各業務を補佐する

(役員 の 選出並びに任期)

第十六条 役員は会長を除いた役員については会長の任命により選出する。役員任期は二年とする。但し役員に欠員を生じた時は補充することが出来る。又、再任も妨げない

(資格 の 取得)

第十七条 会員の資格は第三条に適合する者、及び城北高校野球部に多大な功績を収め会長が承認した者に限る

(均等 の 権利)

第十八条 会員の資格は平等であり均等の取扱いを受ける権利を有する

(会員の義務)

第十九条 会員は規約並びに総会の決定事項に服さなければならない

(出席 の 義務)

第二十条 この規約に定められた会議に招集された時は出席しなければならない

(会費 の 納入義務)

第二十一条 会員は所定の会費を毎年一回三月三十一日迄に納入しなければならない

## 第五章 会計

(財 源)

第二十二条 本会の会計は会費、賦課金及び雑収入をもってこれに当てる  
会費は年間会費とし一口一、〇〇〇円を社会人は三口以上、学生は一口以上とする。但し、六十五歳以上の会員はこれを免ずる。  
賦課金は予算超過等により特に必要とするとき総会の承認を得て会員に割り当てる  
会費及び賦課金は会員が会員の資格を喪失しても返済はしない  
会計は科目別帳、元帳簿を作成し一年ごとに会計監査に報告承認を得る

(会計 監査)

第二十三条 会計は毎会計年度、総会十日前に速やかに会計決算書を作成し総会の承認を得て、正確であるとの証明を付け全会員に公表しなければならない

会員は本会の会計簿を常時閲覧することが出来る

第 六 章 雑 則

(慶 弔 金)

第 二 十 四 条 臨時支出に対しては会長に一任

(設 立 年 月 日)

第 二 十 五 条 本会の設立年月日は昭和四十九年四月一日とする

付則 平成二十二年十一月二十日改訂  
平成二十六年六月七日改訂  
平成二十七年六月六日改訂